

## 《論 説》

# 証人保護のための遮蔽措置及び ヴィデオ・リンク方式の合憲性（下）

清 水 真

### 目次

#### 序

- I 米国における対質権保障の歴史
- II 証人尋問手続に際しての証人保護措置をめぐる米国判例（以上、67号）
- III 独・奥における証人尋問手続に際してのヴィデオ・リンク方式
- IV 我が国における証人尋問手続に際しての遮蔽措置及びヴィデオ・リンク方式  
終わりに（以上、本号）

### III 独・奥における証人尋問手続に際してのヴィデオ・リンク方式

#### 1 オーストリアの証人保護法制

1993年及び1996年の刑訴法等一部改正によって、第2次被害者化回避のための諸方策が導入されたが、その中の一つとして「音声又は映像に記録することによる保護的な尋問」が規定され<sup>1)</sup>、「年齢、疾病、身体障害、その他重大な事由により、法廷に出廷することが不可能な証人は、音声及び映像を伝達する技術的装置を用いることにより、尋問することができる」旨規定されるに至った<sup>2)</sup>。更に、1998年の刑訴法改正によって、被告人により性的被害を被った14

1) StPO § 162a.

2) StPO § 247a.

歳以下の証人が証言する場合には、申立も職権発動も要することなく、自動的に保護的尋問方法を用いることとなった。他方、14歳以上の性犯罪被害者については、申立により保護的尋問方法が採られることになっている<sup>3)</sup>。

## 2 ドイツの証人保護法制

ドイツにおけるビデオ・リンクを用いた証人尋問方法は、マインツ地方裁判所で1995年5月に児童への性的虐待事件で採用されたのが最初であると言われている<sup>4)</sup>。この方式による証人尋問では、被害者である証人と裁判長又は裁判官が別室で向き合って座り、そこでなされる証言の映像と音声が法廷に流されるというものである。1998年の刑訴法等一部改正に際しては、被害者である証人のみが別室にいて、法廷に映像と音声が流される英國式（後述するように我が国が採用している方式）と前述のマインツ地裁方式のいずれを採用するかをめぐって議論があった模様であるが、結局、マインツ地裁方式が採用された。要件としては、証人が、公判廷に在廷する者の面前で尋問された場合、その者の健康等に重大な差し迫った不利益があり、他の方法、特に被告人の退廷又は傍聴人の退廷によっても回避できない場合には、裁判所は証人の別室での尋問を命ずることができる旨規定され、映像と音声の法廷への転送による尋問が規定された<sup>5)</sup>。

3) 以上につき詳しくは、宮澤浩一「ドイツとオーストリアの証人保護（その3）」*搜研*569号64~65頁参照。

4) LG Mainz, NJW 1996, S. 208. StV1995, S. 354f.

5) StPO § § 168e, 247a.

以上の点につき、鈴木尚久「ドイツ刑事手続における被害者保護」*海外司法ジャーナル*5号105頁、宮澤浩一「ドイツとオーストリアの証人保護（その2）」*搜研*568号86~89頁、滝澤誠「ビデオ技術を用いた証人保護」中院29号241頁以下、加藤克佳「刑事訴訟における犯罪被害者の保護」『夏目文雄先生古稀祝賀論文集刑事法学の新展開』（中部日本教育文化会・平成12年）197頁以下等参照。

## N 我が国における証人尋問手続に際しての遮蔽措置及びヴィデオ・リンク方式

我が国においても、特に性犯罪被害者が証人尋問を受ける際に傍聴人の好奇の目から保護すると共に、被告人の面前では、被害当時の恐怖心等が想い出されて平静に証言をすることが著しく困難となりがちであることに着目し、証人尋問に際して衝立を使用して遮蔽する措置（刑訴法157条の3）、及び、ヴィデオリンク方式（閉回路式有線テレビ方式）を使用する措置（刑訴法157条の4）が、いずれも犯罪被害者保護を目的とした平成12年の刑事訴訟法一部改正<sup>6)</sup>によって導入されるに至った。もっとも、衝立による遮蔽措置については、被告人側の同意の下に、上記法改正に先立って既に何件かの刑事事件における公判審理で実施されていたものである。

### 1 衝立による遮蔽措置

証人尋問の際、被告人や傍聴人から直接見られていることを意識することによって、証人が証言し難い状況が生じ得る。もっとも、①被告人からの視線に晒されること、又は、被告人が視界に入ることで想定される障害と、②傍聴人からの視線に晒されること、又は、傍聴人が視界に入ることで想定される障害とでは性質が異なることから、要件が分けられている<sup>7)</sup>。前者の場合、「圧迫を受け精神の平穏を著しく害される虞」を要件とするのに対して（刑訴法157条の3第1項）、後者の場合は、「心身の状態、名誉に対する影響その他の事情」が要件なので（刑訴法157条の3第2項）、例えば迷惑防止条例違反のような比較的軽微な性犯罪等の審理においては、被告人との間では遮蔽措置を採らない

---

6) 平成12年法律第74号。

制定の経緯については、甲斐行夫他「犯罪被害者保護のための二法の成立の経緯等」松尾浩也編著『逐条解説犯罪被害者保護二法』（有斐閣・平成13年）37～63頁等。

7) 酒巻匡「犯罪被害者のための新法律」松尾浩也編著『逐条解説犯罪被害者保護二法』（有斐閣・平成13年）14頁等。

ものの、傍聴人との間では遮蔽措置を採るという事態も起こり得ることになる。被告人との間の遮蔽措置については、心理的圧迫による、精神の平穏が害されることを未然に防止することが目的なのであるから、被告人の退廷措置（刑訴法281条の2、同304条の2）のように、「圧迫を受け充分な供述をすることができない」こと迄は要件とはならず、泣きながらであっても供述可能と思われる場合においても、被告人との間の遮蔽措置を講ずることができる<sup>8)</sup>。また、遮蔽措置なしで供述を始めさせた上で、支障がある場合に補助的に遮蔽措置を講ずるのではなく、当初から遮蔽措置を講じ得ることになるものと考えられる。

尚、遮蔽措置には、証人から被告人が見えないようにする措置、被告人から証人が見えないようにする措置、及びそれら双方を兼ね備えた措置の三通りが考えられるところであるが、第二の措置については、弁護人が出廷していることが要件とされており（刑訴法157条の3第1項但書）、後述するように被告人側の証人尋問権（対質権）への配慮が窺われる。

## 2 ヴィデオリンク方式

我が国でヴィデオリンク方式を導入するに先立ち、本稿第Ⅱ章及び第Ⅲ章でも触れたように、既に英米独澳等の諸外国でこの方式は導入されていた。英国においては、裁判官・陪審員と訴訟関係人は全て法廷に居て、証人のみが別室で証言する方式であるのに対して、米国の連邦法域及び多くの州法域においては、裁判官・陪審員と被告人は法廷に居て、尋問を行なう検察官及び弁護人は別室にて証人と対面して直接尋問する方式を採用している。我が国の刑訴法は、英國方式を採用したものである。この制度の趣旨・目的が、証人への精神的圧迫を軽減し、その精神の平穏が害される虞を防止することであり、特に圧迫の原因が被告人・傍聴人の面前で供述するという人的要素による側面のみならず、公判廷という特殊な場・環境において証言することに起因する圧迫を回避・軽減する側面があることに鑑みて、訴訟関係人も別室にて尋問を行なう英

---

8) 酒巻・前掲注7)15頁等。

国方式の方が証人保護に篤いものと解される。更にまた、訴訟関係人と証人が別室にいて、裁判官は尋問の様子をモニター画像と音声のみによって把握するのであれば、万一、訴訟関係人の尋問方法が証人の心理状態への配慮に欠ける面があった場合、間髪を入れず的確な介入をすることが難しいこともあり得る。このような次第で、証人保護の徹底という趣旨から英國方式を採用したものと解される<sup>9)</sup>。

ところで、ヴィデオリンク方式を規定している刑訴法157条の4第1項は、対象となる証人について、強制猥褻罪・強姦罪・猥褻又は結婚目的拐取罪（同条項1号）、児童福祉法における淫行の罪・児童に対する有害支配の罪・「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」における児童買春の罪（同条項2号）を具体的に列挙した上で、「前二条に掲げる者の他、犯罪の性質、証人の年齢、心身の状態、被告人との関係その他の事情により、裁判官及び訴訟関係人が証人を尋問するために在席する場所において供述するときは圧迫を受け精神の平穏を著しく害される虞があると認められる者」についてもヴィデオリンク方式による証人尋問をなし得る旨規定している。もとより、証人が公判廷という環境で心理的圧迫の故に精神の平穏を欠く虞があるのは、性犯罪に限られるものではない。実務上も、家庭内における児童虐待事例や、暴力団犯罪に関する証人尋問についてヴィデオリンク方式を採用しているところである。1号及び2号に列挙の証人については、犯罪の性質上、第二次被害者化と言われる心理的精神的負担を受け易い典型例であるが故に敢えて列挙されたものであって<sup>10)</sup>、3号が適用されるのは決して類似の性格を有する犯罪に限定されるものではない。

尚、ヴィデオリンク方式による証人尋問は、平成16年末で542人の証言に用いられているとのことである。

---

9) 酒巻・前掲注7)19~20頁等。

10) 松尾浩也編著『逐条解説犯罪被害者保護二法』[甲斐行夫他執筆分]（有斐閣・平成13年）85頁等。

### 3 平成17年最判

刑訴法157条の3及び157条の4に基づく証人保護措置の合憲性が最高裁判所で取り上げられた最初の事例が、平成17年4月14日第1小法廷判決である<sup>11)</sup>。事案は大要以下の通りである。

被告人は、平成12年5月28日、愛知県岩倉市在住の知人男性方において、同人が不在中に上がり込み、その妻の口を両手で塞ぐ等の暴行を加えて軽傷を負わせた上、強姦したとして起訴された。

第1審の名古屋地方裁判所裁一宮支部では、被害女性の証人尋問に際してヴィデオリンク方式で証人尋問が実施され、併せてその画像を被告人・傍聴人に見せないように衝立による遮蔽措置を講じられた。被害女性は、被告人を厳罰に処して欲しい旨供述し、同裁判所は、懲役4年10月の実刑判決を言渡した。これに対して被告人が控訴したものの、名古屋高等裁判所はこれを棄却し、上記各措置を講じた上で本件証人尋問手続を適法と判示した。

弁護人は、ヴィデオリンク方式及び遮蔽措置が講じられた上で尋問手続が、憲法82条による裁判の公開、憲法37条1項による被告人の公開裁判を受ける権利、憲法37条2項前段による被告人の対質権侵害に当たる等として上告した。

これに対して最高裁判所は、以下の通り判示して上告を棄却した。「証人尋問が公判期日において行なわれる場合、傍聴人と証人との間で遮蔽措置が採られ、あるいはヴィデオリンク方式によることとされ、更には、ヴィデオリンク方式によった上で傍聴人と証人との間で遮蔽措置が採られても、審理が公開されていることに変わりはないから、これらの規定は、憲法82条1項、37条1項に違反するものではない。また、証人尋問の際、被告人から証人の状態を認識できなくなる遮蔽措置が採られた場合、被告人は、証人の姿を見ることはできないけれども、供述を聞くことはでき、自ら尋問することもでき、更に、この

11) 最(1小)判平成17年4月14日刑集59巻3号259頁。

尚、本判決の評釈として知り得たものに、徳永光・法セミ611号122頁、眞田寿彦・ひろば59巻2号44頁がある。

措置は、弁護人が出頭している場合に限り採ることができるのであって、弁護人による証人の供述態度等の観察は妨げられないものであるから、前記の通りの制度の趣旨に鑑み、被告人の証人審問権は侵害されていないというべきである。ヴィデオリンク方式によることとされた場合には、被告人は、映像と音声の送受信を通じてであれ、証人の姿を見ながら供述を聞き、自ら尋問することができるのであるから、被告人の証人審問権は侵害されていないというべきである。更には、ヴィデオリンク方式によった上で被告人から証人の状態を認識できなくなる遮蔽措置が採られても、映像と音声の送受信を通じてであれ、被告人は、証人の供述を聞くことはでき、自ら尋問することもでき、弁護人による証人の供述態度等の観察は妨げられないものであるから、やはり被告人の証人審問権は侵害されていないというべきことは同様である。従って、刑訴法157条の3、157条の4は、憲法37条2項前段に違反するものでもない。」

以下、上告趣意に掲げられている諸点について順次検討したい。

#### 4 本件各措置の憲法37条2項との適合性

本件においては、ヴィデオリンク方式により証人が被告人とは別室で証言している上、被告人からは証人の画像が見えないような措置が併用的に講じられていることから、対面の上での反対尋問が出来ないことを理由に憲法37条2項違反の主張がなされている。この点につき、刑訴法157条の3第1項は、「証人が被告人の面前（次条第1項に規定する方法による場合を含む。）において供述するとき」に遮蔽措置を講じることが出来る旨規定しているので、立法者も、ヴィデオリンク方式と遮蔽措置の併用を予定していたところである<sup>12)</sup>。

##### (1) 憲法37条前段の制度趣旨

憲法37条2項前段は、証人尋問という典型的な証明手続を被告人の権利として規定する。とはいっても、現実に被告人にとって不利な証人全てに尋問手続を行なわなければ、事実認定をなし得ないとすれば、原供述者の死亡等、公判廷に

---

12) 松尾編〔甲斐他執筆分〕・前掲注7)75~76頁。

おける供述の利用不能による伝聞供述の証拠利用が許されないことになる筈であるが、刑訴法321条以下に大幅な例外を設け、不可欠性と信用性の情況保障があれば、被告人側による反対尋問を経ない供述である伝聞供述であっても証拠採用される余地がある。憲法37条2項の趣旨は、裁判所の心証形成に積極的・能動的に働き掛ける権利が被告人にあること、すなわち、当事者論争主義審問構造を採用することを宣言するところにあるのである。

## (2) 遮蔽措置について

本件と同様の争点を扱った米国判例として本稿第Ⅱ章で検討したCoy判決がある<sup>13)</sup>。

Coy判決の事案においては、合衆国憲法第6修正の対質権保障条項の内容に被告人と敵性証人との物理的な直接対面が含まれるか否かが問題となった。そしてScalia裁判官が執筆した法廷意見は、衝立の利用を合衆国憲法第6修正違反である旨示したのであった。とはいえ、本稿第Ⅱ章で述べた通り、一方で公判廷外の供述を一定の要件の下に伝聞例外として証拠利用を許容しておきながら、公判に出廷した証人についてだけは「対面」を厳格に要求するという法運用は首尾一貫しない。また、法廷意見が主張するように供述利用不能でなければこのような措置を採ることができないのだとすれば、実際に被告人立会の下で尋問を開始して見た上で供述利用不能か否かを決することになり、証人である児童等に癒し難い心理的打撃を与えることになりかねない。刑事司法における手続の適正、被告人の対質権という利益は、刑事司法手続への協力者を犠牲にしてまで優越的地位を占めると解すべきではなかろう。また、児童等の被害者への心理的影響に関して専門家の知見を余り厳格に求めるならば、刑事司法過程における第二次被害者化を防ぐことは難しくなる。我が国の刑訴法157条の3と同様に、緩やかに運用することは許されるべきではあるまいか。また、我が国の憲法37条2項の母法である合衆国憲法第6修正においては、自己に不利益な証人と対面する権利(right to be confronted)という文言が用いら

---

13) Coy v. Iowa, 487U. S. 1012 (1988).

れている。これを文理通りに解した場合、Coy判決の法廷意見のような解釈の余地もあるが、我が国の憲法37条2項においては、証人尋問権という文言で規定されているところから、Coy判決とは異なり、衝立による遮蔽措置を合憲と解する余地がある。

我が国の刑訴法157条の3第1項但書においては、「被告人から証人の状態を認識することができないようにするための措置については、弁護人が出頭している場合に限り、採ることができる」旨規定されている。すなわち、証人の顔色・仕草の観察が効果的な反対尋問にとって有益な場合があることを認めつつも、効果的な反対尋問をなし得るのは弁護人であって被告人ではなく、实际上も専ら反対尋問を担当するのが弁護人であることから、弁護人が出頭することを要件として、被告人が証人の姿を見ることができないような措置を採り得るとしている。このように考えれば、被告人側の対質権が損なわれているとは言えないと判示した本判決は正当であると言えよう。

### (3) ヴィデオリンク方式について

この方式に関して米国判例においては、本稿Ⅱ章で検討したCraig判決がある<sup>14)</sup>。事案は、被告人が自己の経営にかかる幼稚園の園児に対する性犯罪等で起訴されたものであり、検察官が求めた被害園児の尋問方式は、裁判所庁舎内の別室で検察官・弁護人の尋問により証人が証言し、公判廷にいる裁判官・陪審・被告人はヴィデオ・モニターを通してこれを視聴し、被告人は内線電話を用いて弁護人と連絡し異議を申し立てが出来るというものであった。合衆国最高裁判所において、White裁判官執筆の法廷意見は、対質権条項の中核的部分は、事実認定者面前での当事者論争主義手続において厳格な吟味に晒すことによって被告人に不利な証言の信用性を担保することにあることを強調しつつ、先例においても、対質権の持つ利益は公共の政策・個々の事案における必要性に譲歩しなければならない場合があることを指摘した。その上で、証人である児童が証言中、被告人を見ることができなくとも、その他の対質権の要素につ

---

14) Maryland v. Craig, 497U. S. 836 (1990).

いては全て備わっていることを根拠に、合衆国憲法第6修正違反はない旨判示した。

Coy判決においては衝立による遮蔽措置が被告人の対質権侵害に当たると判断された反面、Craig判決の事案におけるヴィデオリンク方式による尋問は被告人の対質権を侵害するものではない旨判示されたという結論の差異は、効果的な反対尋問を実行するために証人を被告人がつぶさに観察することができたか否かという点にこそ求められるのであろうか<sup>15)</sup>。とはいっても、前述の通り、効果的な反対尋問をなし得るのは専ら弁護人なのであって、我が国の刑訴法157条の3と157条の4の重畳適用によって、被告人自身は証人の姿を見ることができない場合であっても、弁護人は画像によって証人の姿を見ながら尋問することができる所以であるから、被告人側の効果的反対尋問の機会を損なっているとは言えないであろう。我が国の憲法37条2項前段の母法である合衆国憲法第6修正のright to be confrontedの解釈としても、必ずしもface to face meetingを意味するものではないのであるから、ヴィデオリンク方式による証人尋問が憲法37条2項前段に違反するとはいえないであろう<sup>16)</sup>。

#### (4) 我が国の先例との関係

本件各措置が憲法37条2項に違反しない旨判示するに当たり、法廷意見が参考判例として引用している最高裁判例は、①強姦致傷被告事件の証人尋問中、弁護人が終始在廷し尋問もしている状況で、被告人を退廷させ、尋問終了後に再度被告人を入廷させた上で証言の要旨を告げて証人尋問を促した裁判所の措置が憲法37条2項前段に違反しない旨判示した昭和25年最大判<sup>17)</sup>、②法廷外の証人尋問に際して弁護人に審問の日時場所を通知し、立会の機会を保障してい

15) Commnt, "Face-to Television Screen-to Face": Testimony by Closed-Circuit Television in Cases of Alleged Child Abuse and the Confrontation Right, 76 Ky. L. J. 273, 287 (1987).

16) 田口守一「証人尋問の新たな形態の導入—ビデオリンク方式と遮蔽措置—」現刑19号22~23頁、渡邊一浩「犯罪被害者等の保護に関する刑事訴訟法等の一部改正について」廣瀬健二他編『田宮裕博士追悼論集下巻』(信山社・平成年) 273頁注(12)。

17) 最大判昭和25年3月15日刑集4巻3号355頁。

る状況で監獄に拘禁中の被告人が直接証人尋問をしていなくても憲法37条2項前段違反にはならない旨判示した昭和25年最大判<sup>18)</sup>、③法廷外の証人尋問に被告人の立会を認めなかった措置が憲法37条2項前段に違反しない旨判示した昭和30年最大判<sup>19)</sup>であり、いずれも被告人自身が証言内容 자체を直接の形では聴取していない事案である。これらの先例を前提とすれば、本件のように、証人の状態を視覚的には認識できないものの、証言内容 자체は被告人が直接聴き取ることができる状態でなされた証人尋問は、被告人の対質権侵害に至っているとはいえないであろう。

## 5 本件各措置の憲法37条1項及び82条1項との適合性

### (1) 憲法37条1項及び82条1項の制度趣旨

被告人の公開裁判を受ける権利、及び公開裁判制度の保障はいずれも、国家権力の作用の中でも最も強力な権限行使の一つである裁判の公正さを確保することを目的とするものである<sup>20)</sup>。このような制度趣旨に鑑みれば、その手続の主要部分が公開されれば足り、少なくとも傍聴人が証人の姿を見ることができることまで要求されている訳ではないものと立案者は解したものと思われる<sup>21)</sup>。

本件の場合、被害者である証人の尋問手続中に限って、傍聴人は証人の姿を見ることができなかつたのであるが、その際も証言内容は聴取可能であった。また、その余の手続は全て視覚的にも認識可能な状態で審理・判決がなされたのであるから、本件各措置を以って憲法37条1項及び82条1項違反とはいえないものと考える。

### (2) 先例との関係

18) 最大判昭和25年3月15日刑集4巻3号371頁。

19) 最大判昭和30年4月6日刑集9巻4号663頁。

20) 佐藤幸治他『注釈日本国憲法下巻』〔浦部法穂執筆分〕(青林書院・昭和63年)1289頁等。

21) 松尾編〔甲斐他執筆分〕・前掲注7)75頁。

本件各措置が憲法37条1項及び82条1項に違反しない旨判示するに当たり、本判決が参照判例として引用した最高裁判例は、①第1審・控訴審の審理において証人尋問に替えて、証拠書類に依拠して心証が形成されたとしても、公開法廷で審理がなされ、弁護人が出頭して弁論がなされているならば公開原則に違反するものではない旨判示された昭和31年最大判<sup>22)</sup>、②裁判公開の目的は審判が公正に行なわれることを保障するものであって訴訟関係人の正当な利益を不当に害するごときことは許されない旨判示した昭和33年最大判<sup>23)</sup>である。傍聴人が証人の姿を見ることができない状況で証人尋問がなされた本件事案においても、傍聴人は証言を直接聴くことはできたのであるから、手続の公正さを担保するという憲法37条1項及び憲法82条2項への違反はないとの判断は正当であると考える。

### 終わりに

本稿で検討した平成17年最判によって、合衆国最高裁では違憲と判断された衝立利用も含めて、平成12年の刑訴法改正で採用された証人尋問に際しての証人保護策は我が国の最高裁によって合憲判断が示された。前述の通り、その論理は正当なものと考えるが、今後も一層、証人保護を徹底させる必要性はないか絶えず検討を続けるべきであろう。犯罪行為の摘発・審理・処罰は確かに重大な国家的関心事であるが、刑事法運用という公権力行使は被害者に犠牲を払わせてまで貰かれるべきではないからである。

(完)

22) 最大判昭和31年12月26日刑集10巻12号1746頁。

23) 最大判昭和33年2月17日刑集12巻2号253頁。